

○議長（吉田敏郎）

日程第2 議案第40号 工事請負契約の締結について（開成町庁舎解体及び跡地整備工事）を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町庁舎解体及び跡地整備工事の工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案をいたします。よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

それでは、よろしくをお願いします。議案の朗読をさせていただきます。

議案第40号 工事請負契約の締結について。

開成町庁舎解体及び跡地整備工事について、次のとおり請負契約を締結する。

1、契約の目的、開成町庁舎解体及び跡地整備工事。

2、契約の方法、公募型プロポーザル方式による随意契約。

3、契約金額、一金、1億3,684万円。（うち取引に係る消費税額及び地方消費税）1,244万円。

4、契約の相手方、神奈川県横浜市中区長者町六丁目96番地2、大成建設株式会社、横浜支店、常務執行役員支店長、江島明。

5、工期、議会議決の日から令和3年3月29日まで。

令和2年7月31日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、概要等について、御説明させていただきたいと思います。

本年5月7日より新庁舎に移転し、供用開始させていただきました。新庁舎移転に伴いまして、現在、同一敷地内にある旧庁舎を解体するとともに、その跡地について整備を実施するため、工事請負契約の締結議案を調停させていただきました。

この庁舎解体及び跡地整備工事の実施に当たり、本敷地は、新庁舎、町民センター、小てい施設、保育所、住宅地に隣接しているため、工事の実施に当たっては、来庁者等への安全確保や、周辺環境に与える影響を最小限に抑える必要がございます。また、アスベストによる公害防止対策が重要になることから、施工業者、施工方法等については、すぐれた技術を有する業者を選考したいと考え、公募型のプロポーザル方式を採用させていただきました。

募集した結果ですけれども、1社しかございませんでした。この施工業者においては、開成町庁舎解体及び跡地整備工事プロポーザル審査委員会において、審査した結果、実績、施工体制、公害防止対策、施工計画等、いずれも一定の水準を超える内容

を有していると判断をされました。

高度な技術力と、豊富な実績を兼ね備えている大成建設株式会社横浜支店を施工業者として選定いたしました。

工事を着実に、かつ安全に進め、新庁舎へのアクセス、景観等を改善したいと考えてございます。

なお、工期につきましては、旧庁舎解体工事完了を12月末、跡地整備を3月末までの予定でございます。

安全対策、公害防止対策に対し、特に注意を払い、施工業者と連携を密にして、工事を施工したいと考えてございます。

それでは、2枚目をお願いいたします。事業概要書を御覧いただきたいと思っております。事業名でございます。開成町庁舎解体及び跡地整備工事。

契約工期、契約の日から令和3年3月29日。

工事場所 開成町延沢773番地。

工事概要、解体工事、

1、旧庁舎解体、延べ床面積1,817.147平米。3階／RC造。

2、各種団体施設解体、延べ床面積270.525平米、2階／S造。

3、その他施設、220.8平米。

4、アスベスト撤去一式。

跡地整備工事。

1、外構工事：アスファルト舗装1,209平米。

インターロッキング舗装、729平米。

縁石190メートル。

囲障・排水設備・植栽一式。

2、外構電気工事、幹線設備一式、電灯設備一式、呼出設備一式、監視カメラ一式。

3、外構機械設備工事：屋外給水設備一式。

担当課は、企画総務部、財務課でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

これより質疑に入りますけれども、その前に、今回、質疑に対しまして、これから入りますけれども、行政方、職員方におかれましても、着座にて、回答をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。

4番、湯川議員。

○4番（湯川洋治）

4番、湯川でございます。基本的なことをちょっとお伺いさせていただきます。プロポーザル方式で契約するということなのではございますけれども、一般競争入札というのは考えなかったのですか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

お答えいたします。今回、先ほど申しましたとおり、周辺環境の設備ということで、騒音や振動の配慮、また、アスベスト対策等、施工方法に関する優れた技術を有するところにとっていただきたいというところで、あと基本的には、その提案ですね、このような方策をやっていくという提案をいただきたいというところで、今回は一般競争ではなくプロポーザルの方式を取らせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

湯川議員。

○4番（湯川洋治）

庁舎を建てる時に、役場の能力というか、役場の考え方がどの程度のものか、分かりませんが、いろいろな優秀な企画、提案というのをおいてプロポーザル契約に至ったと思うのですね。

今回は、解体工事ですので、騒音が主体だったと思うのですね。そうすると、私の考えとしては、一般競争入札して、仕様書、それから予定価格等にそういうふうに、例えば、仕様書に防音とか、騒音のことを考えていると記入すれば十分行けたのではないかなというふうに思っていますので、私は、いわゆる解体工事をするのに、プロポーザル契約というのは、いかななものかなと思っています。

今回、反対するわけではないのですけれども、こういうふうに、プロポーザルだと、1社しかないというのは、随意契約になってしまいますので、随意契約、町民に説明するのに、1社しかないというのは、ちょっと疑問だと思うので、その辺も今後とも考えていただいて、一般競争入札等を審議していただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに。

8番、山本委員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。若干今のプロポーザル契約に関して、2件、質問させていただきたいと思います。開成町の庁舎解体及び跡地整備工事ということで、既に7月20日に町のホームページのこのプロポーザルの内容、公告から始まって、評価結果報告書まで、途中の質疑の内容も含めて、相当なボリュームで、100ページを超えるようなボリュームで、きめ細かく町民の皆さんにも公表されています。これまで、数十年もあの役場を使ってきたわけですから、町民の皆さんの関心も高く、このように詳しい内容で公表されるということは、大変よいことだと思っています。

ただ、これだけのボリュームのある資料ですから、どれだけの町民の方が御覧になるか分かりませんが、少なくとも何人かの方々は御覧になって、関心のある部分は印刷までされている方もおられました。そうした方々の疑問の声について、質問

させていただきたいと思います。

まず、工事の内容をあれだけ細かく出ていますので、質問は大変シンプル、素朴な質問です。ホームページの最後に、評価結果報告書というのが掲載されていて、その中に施工の金額や評価結果が記されていますけれども、今、同僚議員からお話がありましたように、提出されたものは、1社のみだということで、業者さんとして、大成建設さんに決まったとありました。新庁舎の建設の業者さんが大成建設さんということになったわけです。

そもそも新庁舎建設時も、決定の判断が金額ではなくて、総合的な判断ということで、やはり今回は1社の提出のみということで、なぜ大成建設さんなのかという疑問の声が出ているのが現状です。もちろん大成建設さんは、日本を代表するような立派な企業であり、新庁舎建設の時も、近隣にお住まいの方々にも、大変気配りがあって、よかったという声も聞いております。

しかし、このプロポーザルの細かな経過などを知らずに、単純に、この状況を知らされた方は、素朴な疑問を持つのは、不思議な話ではないなというふうに思います。

そこでさっき湯川議員からも話がありましたけれどもプロポーザルで、なぜ1社しか提出されなかったのか、そういう面で、業者選定の経過などを、町民の皆さんの素朴な疑問について、見解をお聞かせいただきたい。

もう一点は、新庁舎建設の時、要するにプールの解体を行ったときに、近隣の住民の方に説明会をして、不具合が生じるなど、現実的にちょっと問題が発生したという話も聞きました。これについては、きちんと業者さんのほうで対応いただいたということで、問題ないと思うのですけれども、今回は、プールと違ってかなり大掛かりな工事になることは間違いないと思います。このようなコロナ禍の中で、こうした近隣の皆さんへの理解を求める活動というか、説明などはどのように考えているのか、この2点について、お聞かせください。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

それでは、質問に答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、経過的な話をさせていただきたいと思います。プロポーザル方式を採用条件として、こちらの条件の3番の条件というところも入れさせていただいてございました。

まず一つが、県内に指定等があるかどうか。また、こちらアスベストの調査で、アスベストがあるので、そのアスベストの処理方法等をしっかりできる業者であるかどうかというところでございますけれども、基本的に、こちら工事のランクで、Aランクというところで、一番いい、最高級というところ、おかしいのですけれども、最高のランクのAランクに格付された業者であるということで、条件をつけさせていただきました。

先ほど申したとおり、騒音、振動ですね。その配慮ですね、あとはアスベスト対策というところで、こちらの一定の評価を重視させていただいて、周辺の住民に、なるべく御迷惑がかからないようなところというところで、プロポーザル方式で業者を選定させていただいたところでございます。

この工事入札の該当は、県内ですと、44社ございました。結果的には、参加表明したのは1社のみということで、基本的には、公正に、公平にやったところでございますけれども、結果的に、随意契約というところになってしまったのかなというところでございます。

それでですね、基本的な話になっていきますと、業界が、建設業界の新聞がございます。専門新聞、建設新聞というのがございますけれども、こちらの開成町の庁舎の写真が大々的に載りまして、こちらの工事があるというところで、周知もございました。

先ほど言った1社のみとなってしまったところでございますけれども、皆さんにアピールというか、周知ができたこと、その結果が1社のみという結果になったということで、御理解いただけるかと思えます。

2点目の説明会なのですけれども、契約締結後、業者と調整していきたいと思えますけれども、担当課としましては、現時点の話なのですけれども、8月末頃に地元説明会、近隣住民の方なのですけれども、説明会を行いたいと考えてございます。ただし、最近、またコロナの感染状況がクローズアップされてありますけれども、その状況次第では、また、違う方法等を考えざるを得ないかなという思いでございます。現在のところ、説明会を開催して、皆さんに御理解いただいて、御協力をいただきたいということを考えています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

2番、佐々木昇です。ちょっと細かいところなのですけれども、歩道等でインターロッキング、これを使われるようなのですけれども、今、町内で201号線とか、そういったところのインターロッキングを見ると、なかなかインターロッキング、私的には心配な部分があるのですけれども、今、やはりその中の一つ、バリアフリーということなので、インターロッキングなどは、今、バリアフリーに対応するようなインターロッキングなどというのものもあるようなのですけれども、そういった、その辺のバリアフリー的な考え方と、その使用というか、インターロッキング、どのようなものでやろうとしているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

それではお答えをさせていただきたいと思います。インターロッキングということ

で、先ほど議員さんが申しました、バリアフリー的なものというお話でした。基本的には、インターロッキングの仕様でということで、バリアフリーまで、そこまでいかどうか、今のところ分かりませんが、平らなものを考えてございますけれども、今、御指摘のありましたバリアフリーにも通用するというインターロッキングがあるというところがございますので、その辺も業者さんと調整させていただければと思います。当然、インターロッキングでも、バリアフリーがないと、そういう方ですね。なかなか通行が難しいと思いますので、その辺はうちのほうも十分に認識して工事を行いたいと考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

今の答弁を聞いて、細かいものの材料の仕様というのは、まだ決定的なものではないのかなというようなところで、意見として、あと排水ですね。これもインターロッキングを透水性のあるようなものとか、あと舗装ですね。舗装も透水性のあるようなもの、こういったものがありますので、ぜひこういったものを、もう検討されているのか、これからであるならば、そういったことをちょっと検討していただきたいというふうに、ちょっと図面とか見ると、排水施設が、東西の排水施設が1本ですか。そういったもので、何かその辺の水の処理なども心配かなというところも感じられますので、材料的に、そういった透水性があるようなものをぜひ使用していただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

お答えいいですか。

企画総務部長。

○企画総務部長（秋谷 勉）

ただいまの質問にお答えします。詳細設計は、もう既にこちらの設計のほうはできております。アスファルト舗装とインターロッキング舗装、それぞれ事業概要書のほうにも平米数等出ていますので、ほぼ、ほぼ決まっているということで、もちろん浸透式、そういうものの導入は、もちろん考慮してあるというふうに考えてございます。

佐々木議員おっしゃるとおり、町を代表する建物のさらにその敷地の利用ということですから、やはりお手本となるようなインターロッキングであるとか、アスファルト舗装となるように、こちらもしっかりと設計していただいていると思いますけれども、施工に当たっても、業者と財務課としっかりタッグを組んでやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

武井です。8か月間ぐらいの工期ということなのですが、その間の歩行者への誘導

路に関してなのですけれども、当初は、今、使っているような駐車場からの誘導路、歩行者用道路ということらしいですけれども、途中から倉庫の解体とかするときには、また、歩行者用の道路が変わってくるという中で、今の駐車場から庁舎に行くところの、いろいろな舗装があるもので、がたがたする状況がありまして、もちろん普通の一般の方が歩行するには問題はないのかもしれませんが、例えば、車椅子の方だとか、ベビーカーを押してくる方だとかにとっても、非常に移動がしにくい状況かなと思っております。ですから、この8か月間も、ぜひそういった方々にも配慮をするような誘導の歩行者の通路ということ意識してやっていただければと思います。が、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

それではお答えさせていただきます。この工事の施工というか、工事の実施に当たりまして、交通誘導員さんをここに配置するつもりでございます。基本的に、先ほど安全というところ、第一でございます。交通誘導員に、まず、うちのほうからもそのような方がいられれば、目配りしていただきたいということでお話をしたいと考えてございます。

その8か月間、工事の進捗でもいろいろあると思うのですけれども、御迷惑かけるとは思います。その間は交通誘導員、もしくは町の職員が配慮できれば、一番いいのかなと考えてございますけれども、現実的には、交通誘導員さんに、ちょっとお願いしようかなという、今の考えでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

今の交通誘導に関連する質問なのですけれども、この役場の駐車場の前、通学路になっております。朝夕の児童の登下校時に関してなのですけれども、そこも特別人員を増強するだとか、時間帯による配置というものは、特別今は考えてられないのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

それではお答えさせていただきたいと思います。まだ、業者が決定していませんので、まだはっきりとはその業者とは調整はしてございませんので、何とも言いえないところでございますけれども、当然、あそこの道路のところに関しましては、生徒さん、児童さん、先ほど言った学校の始まる前に通られると思います、下校時も当然使うと思いますので、そこに誘導員さんを必ず置くというのは間違いはないと思いますけれど

も、その辺の調整的なものは、今後、業者が決定次第、私どものほうもその辺は気をつけて配慮していきたいと思っています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

今後、配慮をしていただけるということなのですが、今回、これが可決されて、事業内容が詳しく決まっていくようなときには、その辺をしっかりと進めていく。業者さんのほうもそうなのですけれども、学校や地域の挨拶運動の方たちにも、そういう内容をしっかりお伝えをして、子供たちの安全が担保できるような形で進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第40号 工事請負契約の締結について（開成町庁舎解体及び跡地整備工事）、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタン押してください。

ボタンの押し忘れはございませんか。大丈夫ですね。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決を締め切ります。採決の結果、賛成全員によって、可決しました。